アルバイト ボランティア活動休暇規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo(以下「会社」という)において、アルバイト就業規則第40条の規定に基づき、ボランティア活動休暇について定めたものである。

第2条 (定義)

ボランティア活動休暇は、アルバイトの社会貢献活動支援の一環として与える休暇である。

第3条 (活動対象)

活動対象は、社会福祉、地域貢献、環境保護にかかわる活動とし、原則としてボランティアと一般的に認められたものとする。

第4条 (付与)

契約期間が6ヶ月を超える場合は1日の休暇を与える。なお、当該休暇は有給とする。

第5条 (繰越、振替)

ボランティア活動休暇は契約期間内に使用することとする。

第6条 (取得の単位)

ボランティア活動休暇の取得は、原則として1日単位とする。

第7条 (休暇の申出)

アルバイトがボランティア活動休暇を取得しようとするときは、事前に所定の申請書に必要事項を記入し、主催団体発行のパンフレット等必要書類を添付して、各 Division 長に提出し承認を得なければならない。

第8条 (実施報告)

ボランティア活動休暇を取得した場合、活動内容を2週間以内に各 Division 長に報告しなければならない。

第9条 (傷病災害)

ボランティア活動中に生じた傷病、災害等は自己責任とし、会社は責任を負わ

ないものとする。

第10条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2021年4月1日より施行する。

2021年4月1日制定